

～ 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例 ～ 「解説書」を改訂します

1. 改訂の内容

◇主な改訂の内容◇ ※詳細は新しい解説書をご確認ください。

総 則

- ・ 建築確認申請までの手続きフロー図を新たに追加

建築主等の配慮

- ・ 建築計画上の配慮について解説の文言を新たに追記

建築計画の周知

- ・ 事前説明について解説の文言を新たに追記
- ・ 事前説明の事例と対応方法について解説の文言加筆
- ・ 「建築計画上、建築主が近隣に配慮した内容」様式の見直し

設置基準等

- ・ ワンルームに関する基準について解説の文言加筆
- ・ 自動車保管場所等の設置基準の見直し：2月施行開始（参考）

2. 改訂日

平成30年4月1日

3. Q & A

Q1：解説書が改訂されたことに伴い、今までの手続きが変わるのか。

A1：手続きの内容や流れは今まで通りです。ただし、事前説明資料「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」の様式が変わります。

Q2：新しい様式はいつから、どのように使用を始めるのか。

A2：平成30年4月1日以降の事前説明は新しい様式を使用してください。なお、4月1日より前の事前説明にも新しい様式を使用していただいても構いません。事前説明の期間が4月1日をまたぐ場合、予め新しい様式を使用し説明を行ってください。

Q3：新しい様式には、「日照」「通風」の配慮した内容を必ず記載しなければいけないのか。

A3：条例7条に「日照」「通風」「その他周辺の居住環境に及ぼす影響」に配慮しなければならないと定めており、以上の項目については記載する必要があります。

Q4：新しい解説書や様式は、どこから入手することができるのか。

A4：福岡市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/machinami/life/kentikuyoboujourei.html>
福岡市ホーム>暮らし・手続き>住まい・引越し>建築に関する手続き等>
建築紛争の予防と調整について>「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」について



条例（建築計画上の配慮）

第7条 中高層建築物等又は特定集合住宅の建築主は、当該中高層建築物等又は特定集合住宅の建築計画の策定に当たっては、当該建築物が他の建築物の日照、通風その他周辺の居住環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。

条文に沿った見直し

新しい様式

(別紙1) 建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容

配慮項目	配慮した内容
他の建築物の日照に及ぼす影響に配慮した事項	
他の建築物の通風に及ぼす影響に配慮した事項	
その他 周辺の居住環境に及ぼす影響に配慮した事項	